

総務財政委員会 令和2年11月30日・12月1日
区民部 資料2番
所管 国保年金課

大田区後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正理由

令和2年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、利子税等の割合の引下げを行うこととし、租税特別措置法が改正された。この法改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る特例基準割合の規定が見直されたため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、規定を整理する。

なお、延滞金の割合については、変更はない。

※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する平均貸付割合（前々年9月から前年8月の国内銀行の貸出約定平均金利）に、年1%を加えたもの。

3 施行日

令和3年1月1日

<<<新旧対照表>>>

○大田区後期高齢者医療に関する条例

新	旧
大田区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月14日 条例第8号	大田区後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月14日 条例第8号
第1条から第11条まで（略） 付 則【制定付則】 第1条及び第2条（略） （延滞金の割合の特例） 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____	第1条から第11条まで（略） 付 則【制定付則】 第1条及び第2条（略） （延滞金の割合の特例） 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（ <u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u> ）
中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年</u> における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
<u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>改正後の付則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u>	